

インターネットを使った選挙運動 の推進について

一般社団法人新経済連盟
代表理事 三木谷 浩史

日本は諸外国と比べて「周回遅れ」

2012年米国大統領選



Youtubeでのオバマのチャンネル再生回数2億回以上



オバマのTwitterのフォロワー数:1,800万人



オバマのFacebookの被リンク数:2,700万以上



公開討論会を見て、1,000万ツイート

2012年韓国大統領選

- 候補者によるネット選挙は認められていたが、第三者がSNS等を活用して選挙運動することはできないと解釈されてきた。
- その解釈について2011年12月に憲法裁判所が違憲判断（注）
- 上記判断をきっかけに、2012年2月に、公職選挙法改正。候補者、第三者によるSNS等を活用したネット選挙が解禁。
- 大統領選挙では、SNSが積極的に活用されている。
ツイッターフォロワー数： 文候補 30万
朴候補 24万

【注】違憲の理由

「政治的な表現と選挙運動は、自由を原則に、禁止を例外にしなければならない。インターネットはだれでも容易に接近できる媒体で、利用費用が安く、選挙運動の費用を画期的に下げられる政治空間であるため、インターネット上の選挙運動を制限するのは適切でない」

候補者・政党と有権者間のコミュニケーションの質の向上

- ・集会、演説等の案内を効率的に幅広く周知できる
- ・選挙期間中に生じた争点に対する自らの主張を分かりやすくタイムリーに有権者に伝える
- ・幅広い有権者にリーチできる
- ・「生」の情報
- ・有権者の都合に合わせていつでもどこでも政治情報にアクセス



投票率の向上

コストがかからない

- ・ポスター・ビラの作成・配布に係る費用(人件費含む)がかからない
- ・初期コストが低額

その他

- ・環境にやさしい選挙運動

「選挙運動」が
可能な主体

候補者・政党、第三者を含め全ての者

解禁される
「選挙運動」の
手段等

①インターネット利用につき種類・方法の制限なく
解禁(ウェブページ、SNS、動画、メール等)

(※)選挙期日の前日までに表示されていた内容は、選挙の当日においても閲覧可能

②電子メール送信は、事前同意を得たもの(オプト
イン)等宛てに限定。送信拒否の意思表示をした
ものには送信しない(オプトアウト)。

③政党はバナー広告可能。候補者は、選挙運動
費用の上限額の範囲内で有料ネット広告可能。
第三者は不可。

④選挙期日後のあいさつ行為の解禁

- 我々新経済連盟としては、新たなメディアを使ったより政策本位の選挙と多様な民意が適時適切に反映される政治を実現したいと考えています。
- そのために、インターネットというメディアは非常に有効と考えます。
- 多くの国民も、ネット選挙を待望している(2013年1月18日MSN産経ニュース:ネット選挙解禁81%)
- 参議院議員選挙でネット選挙が実現できるよう、各政党が協力していただいて、公職選挙法を今通常国会で改正していただきたいと考えます。今日のシンポジウムの議論がそのような議論の促進の一助になればと思います。